

令和6年第2回小清水町議会定例会会議録

○議事日程（第3号）

令和6年3月12日（火曜日） 午後1時30分開議

- 第 1 会議録署名議員の指名について
(議長諸報告について)
- 第 2 議案第 2号 小清水町監査委員条例の一部を改正する条例制定について
- 第 3 議案第 3号 小清水町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例制定について
- 第 4 議案第 4号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定について
- 第 5 議案第 5号 小清水町フルタイム会計年度任用職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例制定について
- 第 6 議案第 6号 小清水町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営の基準に関する条例の一部を改正する条例制定について
- 第 7 議案第 7号 小清水町国民健康保険条例の一部を改正する条例制定について
- 第 8 議案第 8号 小清水町介護保険条例の一部を改正する条例制定について
- 第 9 議案第 9号 小清水町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に係る基準等に関する条例の一部を改正する条例制定について
- 第10 議案第10号 小清水町介護保険法に基づく指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に係る基準に関する条例の一部を改正する条例制定について
- 第11 議案第11号 小清水町介護保険法に基づく指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に係る基準に関する条例の一部を改正する条例制定について
- 第12 議案第12号 小清水町介護保険法に基づく指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に係る基準に関する条例の一部を改正する条例制定について
- 第13 議案第13号 小清水町営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例制定について
- 第14 議案第20号 令和6年度小清水町一般会計予算について
- 第15 議案第21号 令和6年度小清水町国民健康保険特別会計予算について
- 第16 議案第22号 令和6年度小清水町後期高齢者医療特別会計予算について
- 第17 議案第23号 令和6年度小清水町介護保険特別会計予算について
- 第18 議案第24号 令和6年度小清水町簡易水道事業会計予算について
- 第19 議案第25号 令和6年度小清水町農業集落排水事業会計予算について

○出席議員（10名）

1番	梶間善高君	2番	木戸寛治君
3番	高谷貴子君	4番	氣田敏和君
5番	瓜田新一君	6番	鬼塚茂君
7番	工藤孝一君	8番	和田彩君
9番	更科浩司君	10番	坂田秀昭君

○地方自治法第121条の規定により、本会議に出席を求めた者

小清水町長	久保弘志君
小清水町教育長	加藤友幸君
小清水町選挙管理委員長	吉田正貴君
小清水町農業委員会長	佐藤昌嗣君
小清水町代表監査委員	重成一男君

○委任を受け出席した者

副町長	鈴木祐之君
総務課長	細川正彦君
出納室長	牧野尚樹君
企画財政課長	畔木雅之君
町民生活課長	荒木和正君
保健福祉課長	組野麻記君
産業課長	石丸寛之君
建設課長	西川豊人君
保育所長	佐藤大吉君
生涯学習課長	村上信二君
選挙管理委員会事務局長	細川正彦君
農業委員会事務局長	石丸寛之君
監査委員事務局長	斉藤高広君

○本会議の事務に従事した者

議会事務局長	斉藤高広君
書記	谷綾乃君

◎開議の宣告

○議長（坂田秀昭君）ただいまから、本日の会議を開きます。

（開議 午後1時30分）

◎会議録署名議員の指名について

○議長（坂田秀昭君）日程第1、本日の会議録署名議員は、
2番 木戸寛治議員 9番 更科浩司議員
を指名いたします。

◎議長諸報告について

○議長（坂田秀昭君）本日の会議に関する諸報告を斉藤事務局長から報告させます。
○事務局長（斉藤高広君）諸般の報告をいたします。
本日の会議出席議員数は10名でございます。
本日の会議に関する説明員の出席につきまして、報告書を配付しております。
監査委員から例月出納検査報告書を受領したので、その写しを配付しております。
なお、一般質問につきましては、質問の通告がございませんでしたので、その旨御報告いたします。
以上で諸般の報告を終わります。

◎議案第2号

○議長（坂田秀昭君）日程第2、議案第2号、小清水町監査委員条例の一部を改正する条例制定についてを議題といたします。

総務文教常任委員会付託事件報告書が提出されておりますので、委員長の報告を求めます。

鬼塚茂総務文教常任委員長。

○総務文教常任委員長（鬼塚茂君）6番。本委員会に付託を受けました議案第2号、小清水町監査委員条例の一部を改正する条例制定について、慎重に審査を行った結果、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、総務文教常任委員会の審査報告といたします。

○議長（坂田秀昭君）委員長に対する質疑を受けます。

（「なし」と呼ぶものあり）

○議長（坂田秀昭君）質疑を終結いたします。

討論を行います。

（「なし」と呼ぶものあり）

○議長（坂田秀昭君）討論を終結いたします。

議案第2号を採決いたします。

委員長報告のとおり決するに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶものあり）

○議長（坂田秀昭君）御異議ないものと認めます。

よって、議案第2号、原案のとおり可決されました。

◎議案第3号

○議長（坂田秀昭君）日程第3、議案第3号、小清水町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例制定についてを議題といたします。

総務文教常任委員会付託事件報告書が提出されておりますので、委員長の報告を求めます。

鬼塚茂総務文教常任委員長。

○総務文教常任委員長（鬼塚茂君）6番。本委員会に付託受けました議案第3号、小清水町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例制定について、慎重に審査を行った結果、原案のとおり可決すべきものと決定をいたしました。

以上、総務文教常任委員会の審査報告といたします。

○議長（坂田秀昭君）委員長に対する質疑を受けます。

（「なし」と呼ぶものあり）

○議長（坂田秀昭君）質疑を終結いたします。

討論を行います。

（「なし」と呼ぶものあり）

○議長（坂田秀昭君）討論を終結いたします。

議案第3号、採決いたします。

委員長報告のとおり決するに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶものあり）

○議長（坂田秀昭君）御異議ないものと認めます。

よって、議案第3号、原案のとおり可決されました。

◎議案第4号

○議長（坂田秀昭君）日程第4、議案第4号、職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定についてを議題といたします。

総務文教常任委員会付託事件報告書が提出されておりますので、委員長の報告を求めます。

鬼塚茂総務文教常任委員長。

○総務文教常任委員長（鬼塚茂君）6番。本委員会に付託受けました議案第4号、職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定について、慎重に審査を行った結果、原案のとおり可決すべきものと決定をいたしました。

以上、総務文教常任委員会の審査報告といたします。

○議長（坂田秀昭君）委員長に対する質疑を受けます。

（「なし」と呼ぶものあり）

○議長（坂田秀昭君）質疑を終結いたします。

討論を行います。

（「なし」と呼ぶものあり）

○議長（坂田秀昭君）討論を終結いたします。

議案第4号、採決いたします。

委員長報告のとおり決するに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶものあり）

○議長（坂田秀昭君）御異議ないものと認めます。

よって、議案第4号、原案のとおり可決されました。

◎議案第5号

○議長（坂田秀昭君）日程第5、議案第5号、小清水町フルタイム会計年度任用職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例制定についてを議題といたします。

総務文教常任委員会付託事件報告書が提出されておりますので、委員長の報告を求めます。

鬼塚茂総務文教常任委員長。

○総務文教常任委員長（鬼塚茂君）6番。本委員会に付託を受けました議案第5号、小清水町フルタイム会計年度任用職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例制定について、慎重に審議を行った結果、原案のとおり可決すべきものと決定をいたしました。

以上、総務文教常任委員会の審査報告といたします。

○議長（坂田秀昭君）委員長に対する質疑を受けます。

（「なし」と呼ぶものあり）

○議長（坂田秀昭君）質疑を終結いたします。

討論を行います。

（「なし」と呼ぶものあり）

○議長（坂田秀昭君）討論を終結いたします。

議案第5号、採決いたします。

委員長報告のとおり決するに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶものあり）

○議長（坂田秀昭君）御異議ないものと認めます。

よって、議案第5号、原案のとおり可決されました。

◎議案第6号

○議長（坂田秀昭君）日程第6、議案第6号、小清水町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営の基準に関する条例の一部を改正する条例制定についてを議題といたします。

経済厚生常任委員会付託事件報告書が提出されておりますので、委員長の報告を求めます。

更科浩司経済厚生常任委員長。

○経済厚生常任委員長（更科浩司君）9番。本委員会に付託を受けました議案第6号、小清水町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営の基準に関する条例の一部を改正する条例制定について、慎重に審査を行った結果、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、経済厚生常任委員会の審査報告といたします。

○議長（坂田秀昭君）委員長に対する質疑を受けます。

（「なし」と呼ぶものあり）

○議長（坂田秀昭君）質疑を終結いたします。

討論を行います。

（「なし」と呼ぶものあり）

○議長（坂田秀昭君）討論を終結いたします。

議案第6号、採決いたします。

委員長報告のとおり決するに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶものあり）

○議長（坂田秀昭君）御異議ないものと認めます。

よって、議案第6号、原案のとおり可決されました。

◎議案第7号

○議長（坂田秀昭君）日程第7、議案第7号、小清水町国民健康保険条例の一部を改正する条例制定についてを議題といたします。

経済厚生常任委員会付託事件報告書が提出されておりますので、委員長の報告を求めます。

更科浩司経済厚生常任委員長。

○経済厚生常任委員長（更科浩司君）9番。本委員会に付託を受けました議案第7号、小清水町国民健康保険条例の一部を改正する条例制定について、慎重に審査を行った結果、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、経済厚生常任委員会の審査報告といたします。

○議長（坂田秀昭君）委員長に対する質疑を受けます。

（「なし」と呼ぶものあり）

○議長（坂田秀昭君）質疑を終結いたします。

討論を行います。

(「なし」と呼ぶものあり)

○議長(坂田秀昭君) 討論を終結いたします。

議案第7号、採決いたします。

委員長報告のとおり決するに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶものあり)

○議長(坂田秀昭君) 御異議ないものと認めます。

よって、議案第7号、原案のとおり可決されました。

◎議案第8号

○議長(坂田秀昭君) 日程第8、議案第8号、小清水町介護保険条例の一部を改正する条例制定についてを議題といたします。

経済厚生常任委員会付託事件報告書が提出されておりますので、委員長の報告を求めます。

更科浩司経済厚生常任委員長。

○経済厚生常任委員長(更科浩司君) 9番。本委員会に付託を受けました議案第8号、小清水町介護保険条例の一部を改正する条例制定について、慎重に審査を行った結果、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、経済厚生常任委員会の審査報告といたします。

○議長(坂田秀昭君) 委員長に対する質疑を受けます。

(「なし」と呼ぶものあり)

○議長(坂田秀昭君) 質疑を終結いたします。

討論を行います。

(「なし」と呼ぶものあり)

○議長(坂田秀昭君) 討論を終結いたします。

議案第8号、採決いたします。

委員長報告のとおり決するに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶものあり)

○議長(坂田秀昭君) 御異議ないものと認めます。

よって、議案第8号、原案のとおり可決されました。

◎議案第9号 乃至 議案第12号

○議長(坂田秀昭君) 日程第9、議案第9号ないし日程第12、議案第12号、小清水町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に係る基準等に関する条例の一部を改正する条例制定について、小清水町介護保険法に基づく指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に係る基準に関する条例の一部を改正する条例制定について、小清水町介護保険法に基づく指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に係る基準に関する条例の一部を改正する条例制定について、小清水町介護保険法に基づく指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に係る基準に関する条例の一部を改正する条例制定についてを一括して議題といたします。

経済厚生常任委員会付託事件報告書が提出されておりますので、委員長の報告を求めます。

更科浩司経済厚生常任委員長。

○経済厚生常任委員長(更科浩司君) 9番。本委員会に付託を受けました議案第9号ないし議案第12号の4件の条例改正につきましては、改正内容が関連していることから、一括して報告いたします。

議案第9号、小清水町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に係る基準等に関する条例の一部を改正する条例制定について、議案第10号、小清水町介護保険法に基づく指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に係る基準に関する条例

の一部を改正する条例制定について、議案第11号、小清水町介護保険法に基づく指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に係る基準に関する条例の一部を改正する条例制定について、議案第12号、小清水町介護保険法に基づく指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に係る基準に関する条例の一部を改正する条例制定について、慎重に審査を行った結果、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、経済厚生常任委員会の審査報告といたします。

○議長（坂田秀昭君）委員長に対する質疑を受けます。

（「なし」と呼ぶものあり）

○議長（坂田秀昭君）質疑を終結いたします。

討論を行います。

（「なし」と呼ぶものあり）

○議長（坂田秀昭君）討論を終結いたします。

初めに、議案第9号、採決いたします。

委員長報告のとおり決するに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶものあり）

○議長（坂田秀昭君）御異議ないものと認めます。

よって、議案第9号、原案のとおり可決されました。

次に、議案第10号、採決いたします。

委員長報告のとおり決するに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶものあり）

○議長（坂田秀昭君）御異議ないものと認めます。

よって、議案第10号、原案のとおり可決されました。

次に、議案第11号、採決いたします。

委員長報告のとおり決するに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶものあり）

○議長（坂田秀昭君）御異議ないものと認めます。

よって、議案第11号、原案のとおり可決されました。

次に、議案第12号、採決いたします。

委員長報告のとおり決するに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶものあり）

○議長（坂田秀昭君）御異議ないものと認めます。

よって、議案第12号、原案のとおり可決されました。

◎議案第13号

○議長（坂田秀昭君）日程第13、議案第13号、小清水町営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例制定についてを議題といたします。

経済厚生常任委員会付託事件報告書が提出されておりますので、委員長の報告を求めます。

更科浩司経済厚生常任委員長。

○経済厚生常任委員長（更科浩司君）9番。本委員会に付託を受けました議案第13号、小清水町営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例制定について、慎重に審査を行った結果、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、経済厚生常任委員会の審査報告といたします。

○議長（坂田秀昭君）委員長に対する質疑を受けます。

（「なし」と呼ぶものあり）

○議長（坂田秀昭君）質疑を終結いたします。

討論を行います。

(「なし」と呼ぶものあり)

○議長(坂田秀昭君) 討論を終結いたします。

議案第13号、採決いたします。

委員長報告のとおり決するに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶものあり)

○議長(坂田秀昭君) 御異議ないものと認めます。

よって、議案第13号、原案のとおり可決されました。

◎議案第20号 乃至 議案第25号

○議長(坂田秀昭君) 日程第14、議案第20号ないし日程第19、議案第25号、令和6年度小清水町一般会計予算について、令和6年度小清水町国民健康保険特別会計予算について、令和6年度小清水町後期高齢者医療特別会計予算について、令和6年度小清水町介護保険特別会計予算について、令和6年度小清水町簡易水道事業会計予算について、令和6年度小清水町農業集落排水事業会計予算についてを一括して議題といたします。

予算審査特別委員会付託事件報告書が提出されておりますので、委員長の報告を求めます。

鬼塚茂予算審査特別委員長。

○予算審査特別委員長(鬼塚茂君) 6番。予算審査特別委員会の審査報告をいたします。

本委員会に付託を受けました議案第20号ないし議案第25号の令和6年度小清水町各会計予算につきましては、各分科会において慎重に審査を行った結果、いずれも原案のとおり可決すべきものと決定をいたしました。

以上、予算審査特別委員会の審査報告といたします。

○議長(坂田秀昭君) 委員長に対する質疑を受けます。

(「なし」と呼ぶものあり)

○議長(坂田秀昭君) 質疑を終結いたします。

討論を行います。

7番、工藤孝一議員。

○7番(工藤孝一君) 7番。令和6年度小清水町一般会計予算についての反対討論をいたします。

本町の基幹産業である農業は、平成に入り農家減少、離農の波が幾度かありました。平成7年から10年、小麦の不作などで50戸、平成20年、21年に品目横断的経営安定対策とリーマンショックの影響で30戸、おむね離農しました。そして今、第3の波が押し寄せております。

令和6年度一般会計予算の農業予算の中で、新規事業として乳質改善や粗飼料対策、そして種芋対策が盛り込まれておりますが、今必要なのは、食料増産に励む畜産、酪農、畑作農家への直接支援が必要だと考えます。

したがって、令和6年度小清水町一般会計予算に私は反対いたします。

以上です。

○議長(坂田秀昭君) 次に、賛成の討論はありませんか。

1番、槻間善高議員。

○1番(槻間善高君) 1番、槻間です。賛成討論をいたします。

令和6年度町政執行方針及び予算提案説明を受け、各分野における課題解決に向けて緊急性や必要性を考慮し、限りある財源を、優先順位を定めて配分されていることを確認したところであります。

農業費においては、緊急性の高い乳質改善事業、酪農人材確保事業、種芋選果経費負担軽減対策及び農業緊急支援利子補給事業が新たに計上をされております。

また、令和5年度の時限措置とされていた粗飼料品質向上対策事業においても継続すべき必要性から、令和6年度においても予算に計上されております。

そのほか、農業基盤の整備として新たに過疎対策事業債を確保し、前年度より拡大された予算が計上さ

れておりましたことから、総体的に見まして反対に値すべきものではないと判断をし、私は賛成を投じる
ものであります。

以上です。

○議長（坂田秀昭君）ほかに討論はありませんか。ありませんか。
（「なし」と呼ぶものあり）

○議長（坂田秀昭君）討論を終結いたします。
はじめに、議案第20号、採決いたします。
委員長報告は原案可決であります。
採決は起立によります。
委員長報告のとおり決するに賛成の方は起立願います。
（賛成者起立）

○議長（坂田秀昭君）起立多数であります。
よって、議案第20号、原案のとおり可決されました。
次に、議案第21号、採決いたします。
委員長報告のとおり決するに御異議ございませんか。
（「異議なし」と呼ぶものあり）

○議長（坂田秀昭君）御異議ないものと認めます。
よって、議案第21号、原案のとおり可決されました。
次に、議案第22号を採決いたします。
委員長報告のとおり決するに御異議ございませんか。
（「異議なし」と呼ぶものあり）

○議長（坂田秀昭君）御異議ないものと認めます。
よって、議案第22号、原案のとおり可決されました。
次に、議案第23号、採決いたします。
委員長報告のとおり決するに御異議ございませんか。
（「異議なし」と呼ぶものあり）

○議長（坂田秀昭君）御異議ないものと認めます。
よって、議案第23号、原案のとおり可決されました。
次に、議案第24号、採決いたします。
委員長報告のとおり決するに御異議ございませんか。
（「異議なし」と呼ぶものあり）

○議長（坂田秀昭君）御異議ないものと認めます。
よって、議案第24号、原案のとおり可決されました。
次に、議案第25号、採決いたします。
委員長報告のとおり決するに御異議ございませんか。
（「異議なし」と呼ぶものあり）

○議長（坂田秀昭君）御異議ないものと認めます。
よって、議案第25号、原案のとおり可決されました。

◎閉会の宣告

○議長（坂田秀昭君）以上で、本町議会定例会に付議された案件の審議は全て終了いたしました。
これをもって、令和6年第2回町議会定例会を閉会いたします。
長期間にわたり慎重審議、ありがとうございました。

（午後1時57分）

